

レンタカー利用約款

第1章 総則

(約款の適用)

- 第1条 当社はこの約款の定めるところにより、貸渡自動車（以下、「レンタカー」という。）を借受人に貸渡すものとし、借受人はこれを借受けるものとします。なお、この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。
- 2 当社は、この約款の趣旨、法令、行政通達及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が約款に優先するものとします。

第2章 予約

(予約の申込)

- 第2条 借受人は、レンタカーを借受けるにあたって、この約款及び当社所定の料金表等に同意のうえ、当社所定の方法により、予め車種クラス、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、チャイルドシート等の付属品の要否、その他の借受条件（以下、「借受条件」という。）を明示して予約の申込を行うことができます。
- 2 当社は、借受人から予約の申込があったときは、原則として、当社の保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとします。

(予約の変更)

- 第3条 借受人は、前条第1項の借受条件を変更しようとするときは、予め当社の承諾を受けなければならないものとします。

(予約の取消等)

- 第4条 借受人は、当社所定の方法により、予約を取消することができます。
- 2 借受人が、借受人の都合により、予約した借受開始時刻を1時間以上経過してもレンタカー貸渡契約（以下、「貸渡契約」という。）の締結手続きに着手しなかったときは、予約が取消されたものとします。
- 3 借受人の都合により予約が取り消されたときは、借受人は、当社所定の予約取消のためのキャンセル料金（以下、「キャンセル料」という。）を当社に支払うものとします。
- 4 当社の都合により、予約が取消されたとき、又は貸渡契約が締結されなかったときは、キャンセル料はいただきません。
- 5 事故、盗難、不返還、リコール、天災その他の借受人若しくは当社のいずれの責にもよらない事由により貸渡契約が締結されなかったときは、予約は取消されたものとします。

(代替レンタカー)

- 第5条 当社は、借受人から予約のあった車種クラスのレンタカーを貸し渡すことができないときは、借受人に対し、予約と異なる車種クラスのレンタカー（以下、「代替レンタカー」という。）の貸渡しを申し入れることができるものとします。
- 2 借受人が前項の申入れを承諾したときは、当社は車種クラスを除き予約時と同一の借受条件で代替レンタカーを貸渡すものとします。この場合の貸渡料金は、代替レンタカーの車種クラスの貸渡料金と予約した車種クラスの貸渡料金のいずれか低い方の料金とします。
- 3 借受人が第1項の代替レンタカーの貸渡しの申入れを拒絶した場合は、予約は取消されるものとします。
- 4 前項の場合において、第1項の貸渡しをすることができない原因が、当社の責に帰すべき事由によるときは第4条第4項に準じて取扱うものとします。

(免責)

- 第6条 当社及び借受人は、第4条及び第5条に定める場合を除き、予約が取消されたこと、又は貸渡契約が締結されなかったことについて、相互に何らの請求をしないものとします。

第3章 貸渡

(貸渡契約の締結)

- 第7条 借受人は第2条第1項に定める借受条件を明示し、当社はこの約款、料金表等により貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結するものとします。ただし貸渡することができるレンタカーがない場合、又は借受人若しくは運転者が第8条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する場合は除きます。
- 2 貸渡契約を締結した場合、借受人は当社に第10条に定める貸渡料金を現金又はクレジットカードにより支払うものとします。なお、利用可能なクレジットカードにつきましては当社ホームページ等に掲載するものとします。
- 3 当社は、監督官庁の基本通達（注1）に基づき、貸渡簿（貸渡原票）及び第13条第1項に規定する貸渡証に運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証（注2）の番号を記載し、若しくは借受人又は借受人の指定する運転者（以下、「運転者」という。）の運転免許証の写しを添付するため、貸渡契約の締結にあたり運転免許証の提示及びその写しの提出を求めます。この場合、借受人は当社に対し、自己が運転者であるときは自己の運転免許証を、借受人と運転者が異なるときは運転者の運転免許証の提示及びその写しを提出するものとします。

(注1) 監督官庁の基本通達とは、国土交通省自動車交通局長通達「レンタカーに関する基本通達」（自旅第138号平成7年6月13日）の2.（10）（11）をいいます。

(注2) 運転免許証とは、道路交通法第92条に規定される運転免許証のうち、道路交通法施行規則第19条別記様式第14の書式の運転免許証をいいます。また、道路法通法第107条の2に規定する国際運転免許証又は外国運転免許証は、運転免許証に準じます。

- 4 当社は、貸渡契約締結の際のご本人確認書類として借受人及び運転者の運転免許証の提示及びその写しの提出を求めます。また、当社を初めてご利用される場合、その他必要に応じて、借受人及び運転者の運転免許証以外のご本人確認書類の提示及びその写しの提出を求めます。
- 5 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者と連絡するための携帯電話番号等の告知を求めます。

(貸渡契約の締結の拒絶)

- 第8条 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸渡契約を締結することができないものとします。
- (1) 貸渡すレンタカーの運転に必要な運転免許証及び前条第4項のご本人確認書類の提示がないとき。

- (2) 酒気を帯びていると認められるとき。
 - (3) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき。
 - (4) チャイルドシートがないにもかかわらず、6才未満の幼児を同乗させるとき。
 - (5) 暴力団、暴力団関係団体の構成員又は関係者、その他反社会的組織に属していると認められるとき。
- 2 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、当社は貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。
- (1) 過去の貸渡しにおいて、貸渡料金その他当社に対する債務の支払いを滞納した事実があるとき。
 - (2) 過去の貸渡しにおいて、第16条（禁止行為）各号に掲げる行為があったとき。
 - (3) 過去の貸渡し（他のレンタカー事業者による貸渡しを含みます。）において、第24条第1項に規定の不返還となった場合に該当する行為があったとき。
 - (4) 過去の貸渡しにおいて、貸渡約款又は保険約款違反により自動車保険が適用されなかった事実があったとき。
 - (5) その他当社所定の条件を満たしていないとき。
- 3 前2項の場合、当社と借受人との間に既に予約が成立していたときは、借受人の都合による予約の取消しがあったものとして取扱い、借受人は、キャンセル料を当社に支払うものとします。

（貸渡契約の成立等）

- 第9条 貸渡契約は、当社と借受人との間で当社所定の貸渡契約書（貸渡証）を作成し、借受人が当社に貸渡料金を支払い、当社が借受人にレンタカー（備品・付属品を含みます。以下同じ）を引渡したときに成立するものとします。
- 2 前項の引渡しは、第2条第1項の借受開始日時及び借受場所で行うものとします。

（貸渡料金）

- 第10条 貸渡料金とは、以下の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの金額又は計算根拠を料金表に明示します。
- (1) 基本料金 (2) 免責補償料 (3) 特別装備料 (4) 燃料代 (5) 配車引取料 (6) その他の料金
- 2 基本料金は、レンタカーの貸渡し時において、当社が地方運輸局運輸支局長に届出て実施している料金によるものとします。
- 3 第2条による予約を完了した後に、当社が貸渡料金を改定したときは、予約時の料金と貸渡時の料金のいずれか低い方の貸渡料金によるものとします。

（借受条件の変更）

- 第11条 借受人は、貸渡契約の締結後、第7条第1項の借受条件を変更しようとするときは、予め当社の承諾を受けなければならないものとします。
- 2 当社は、前項の借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。

（点検整備及び確認）

- 第12条 当社は、道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）及び第48条（定期点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施したレンタカーを貸渡すものとします。
- 2 借受人又は運転者は、前項の点検整備が実施されていること、及び別に定める点検票に基づく車体外観及び付属品を検査し、レンタカーに整備不良がないこと、その他レンタカーが借受条件を満たしていることを確認するものとします。
- 3 当社は前項の確認によって整備不良が発見された場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとします。

（貸渡証の交付、携行等）

- 第13条 当社は、レンタカーを引渡したときは、地方運輸局運輸支局長が定めた事項を記載した所定の貸渡証を借受人又は運転者に交付するものとします。
- 2 借受人又は運転者は、レンタカーの引渡しを受けてから当社に返還するまでの間（以下、「使用中」という。）、前項により交付を受けた貸渡証を携行しなければならないものとします。
- 3 借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。
- 4 借受人又は運転者は、レンタカーを返還する場合には、同時に貸渡証を当社に返還するものとします。

第4章 使用

（借受人の管理責任）

- 第14条 借受人又は運転者は、レンタカーの使用上、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。

（日常点検整備）

- 第15条 借受人又は運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施しなければならないものとします。

（禁止行為）

- 第16条 借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。
- (1) 当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
 - (2) レンタカーを所定の用途以外に使用し、又は第7条第3項の貸渡証に記載された運転者以外の者に運転させること。
 - (3) レンタカーを転貸し、又は他に担保の用に供する等、当社の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。
 - (4) レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改装する等その原状を変更すること。
 - (5) 当社の承諾を受けることなくレンタカーを各種テスト若しくは競技に使用し、又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。
 - (6) 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。
 - (7) 当社の承諾を受けることなくレンタカーについて損害保険に加入すること。
 - (8) レンタカーを日本国外に持ち出すこと。
 - (9) その他の第7条第1項の借受条件に違反する行為

（違法駐車の場合の措置等）

- 第17条 借受人又は運転者は、使用中のレンタカーに関し、道路交通法に定める違法駐車をしたときは、違法駐車をした地域を管轄する警察署に出頭して、直ちに自ら違法駐車に係る反則金等を納付し、違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引取り等の諸費用を負担するものとします。
- 2 当社は、警察からレンタカーの放置駐車違反の連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ若しくは引取るとともに、レンタカーの借受期間満了時又は当社の指示する時まで違法駐車をした地域を管轄する警察署に出頭して違反を処理するよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとします。なお、当社は、レンタカーが警察により移動された場合には、当社の判断により、自らレンタカーを警察から引取る場合があります。

す。

- 3 当社は前項の指示を行った後、当社の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書又は納付書、領収証書等により確認するものとし、違反処理が確認できない場合には、処理がなされるまで借受人又は運転者に対して前項の指示を行うものとします。また、当社は借受人又は運転者に対して、放置駐車違反をした事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当社所定の文書（以下、「自認書」という。）に自ら署名することを求め、借受人又は運転者はこれに従うものとします。
- 4 当社は、当社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出する等、借受人又は運転者に対する放置駐車違反に係る責任追及のために必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める弁明書及び自認書並びに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等、必要な法的措置をとることができるものとし、借受人又は運転者はこれに同意するものとします。
- 5 当社が道路交通法第51条の4第1項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合又は借受人若しくは運転者の探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取等に要した費用を負担した場合は、当社は借受人又は運転者に対し、次に掲げる金額（以下、「駐車違反関係費用」という。）を請求するものとします。この場合、借受人又は運転者は、当社の指定する期日までに駐車違反関係費用を支払うものとします。
 - (1) 放置違反金相当額
 - (2) 当社が別に定める駐車違反違約金
 - (3) 探索及び車両の移動、保管、引取等に要した費用
- 6 第1項の規定により借受人又は運転者が違法駐車に係る反則金等を納付すべき場合において、当該借受人又は運転者が、第2項に基づく違反を処理すべき旨の当社の指示又は第3項に基づく自認書に署名すべき旨の当社の求めに応じないときは、当社は第5項に定める放置違反金及び駐車違反違約金に充てるものとして、当該借受人又は運転者から、当社が別に定める額の駐車違反金（次項において「駐車違反金」といいます。）を申受けることができるものとします。
- 7 前項に基づき借受人又は運転者が駐車違反金を当社に支払った後、借受人又は運転者が当該駐車違反に係る反則金を納付し又は訴訟を提起されたこと等により、放置違反金納付命令が取り消され、当社が放置違反金の還付を受けたときは、当社は既に支払いを受けた駐車違反関係費用のうち、放置違反金相当額のみを借受人又は運転者に返還するものとします。

（GPS機能の搭載）

- 第18条 借受人及び運転者は、レンタカーに全地球測位システム（以下、「GPS機能」という。）が搭載されている場合には、当社所定のシステムにレンタカーの現在位置、通行経路等が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記の目的で利用することに同意するものとします。
- (1) 貸渡契約の終了時に、レンタカーが所定の場所に返還されたことを確認するため。
 - (2) 第24条第1項に該当したとき、その他レンタカーの管理のために必要と認められる場合に、レンタカーの現在位置等を確認するため。
 - (3) 借受人及び運転者に対して提供する商品・サービス等の品質向上、顧客満足度の向上等のためのマーケティング分析に利用するため。
- 2 借受人及び運転者は、前項のGPS機能によって記録された情報について、当社が法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所その他公的機関から開示請求等を受けた場合に、必要な限度でこれを開示することに同意するものとします。

（ドライブレコーダーの設置）

- 第19条 借受人及び運転者は、レンタカーにドライブレコーダーが搭載されている場合があり、借受人及び運転者の運転状況が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記の目的で利用することに同意するものとします。
- (1) 事故が発生した場合に、事故発生時の状況を確認するため。
 - (2) レンタカーの管理又は貸渡契約の履行等のために必要と認められる場合に、借受人及び運転者の運転状況を確認するため。
 - (3) 借受人及び運転者に対して提供する商品、サービス等の品質向上、お客様満足度の向上策等を目的としたマーケティング調査に利用するため。
- 2 借受人及び運転者は、前項のドライブレコーダーによって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所その他公的機関から開示請求等を受けた場合に、必要な限度でこれを開示することに同意するものとします。

第5章 返 還

（返還責任）

- 第20条 借受人又は運転者は、レンタカーを借受期間満了時まで所定の返還場所において当社に返還するものとします。
- 2 借受人又は運転者が前項に違反したときは、当社に与えた一切の損害を賠償するものとします。
 - 3 借受人又は運転者は、天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタカーを返還することができない場合には、当社に生ずる損害について責を負わないものとします。この場合、借受人又は運転者は、直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

（返還時の確認等）

- 第21条 借受人又は運転者は、当社立会いのもとにレンタカーを返還するものとします。この場合は、通常の使用による劣化や磨耗した箇所等を除き、引渡し時の状態で返還するものとします。
- 2 借受人又は運転者は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人又は運転者若しくは同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、レンタカーの返還後において、遺留品の保管について一切の責を負わないものとします。
 - 3 借受人は、未精算の貸渡料金等がある場合は、レンタカー返還時までにその精算を完了しなければならないものとします。

（借受期間変更時の貸渡料金）

- 第22条 借受人は、第11条により借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとします。
- 2 借受人は、第11条による当社の承諾を受けることなく借受期間を延長した後に返還したときは、超過した時間に応じた超過料金の3倍額の違約料を支払うものとします。

（返還場所等）

- 第23条 借受人は、第11条により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用（以下、「回送費用」という。）を負担するものとします。

- 借受人は、第11条による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、返還場所変更違約料として回送費用の3倍に相当する額を支払うものとします。

(不返還となった場合の措置)

- 第24条 当社は、借受人又は運転者が、借受期間が満了したにもかかわらず所定の返還場所にレンタカーを返還せず、かつ、当社の返還請求に応じないとき、又は、借受人の所在が不明となる等の理由により不返還になったと認められるときは、刑事告訴を行う等の法的措置をとるものとします。
 - 当社は、前項に該当することとなったときは、レンタカーの所在を確認するため、借受人若しくは運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への聞き取り調査や車両位置情報システムの作動等を含む必要な措置をとるものとします。
 - 第1項に該当することとなった場合、借受人は、第29条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人又は運転者の探索に要した一切の費用を負担するものとします。

第6章 故障、事故、盗難等

(故障発見時の措置)

- 第25条 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

(事故発生時の措置)

- 第26条 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。
 - 直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
 - 前号の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。
 - 事故に関し、当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに必要な書類等を遅滞なく提出すること。
 - 事故に関し、相手方と示談その他の合意をするときは、予め当社の承諾を受けること。
- 借受人又は運転者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故の処理、解決に努めるものとします。
- 当社は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

(盗難発生時の措置)

- 第27条 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したとき、又はその他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。
 - 直ちに最寄りの警察に通報すること。
 - 直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
 - 盗難その他の被害に関し、当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに必要な書類等を遅滞なく提出すること。

(使用不能による貸渡契約の終了)

- 第28条 使用中において、故障、事故、盗難その他の事由（以下、「故障等」という。）によりレンタカーが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとし、借受人又は運転者は、第5章（返還）の定めにより直ちにレンタカーを当社に返還するものとします。
 - 借受人は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受領済みの貸渡料金を返還しないものとします。ただし、故障等が第3項又は第5項に定める事由による場合はこの限りでないものとします。
 - 故障等が貸渡し前に存した欠陥・不具合その他レンタカーが借受条件に適合しないことに起因する場合は、借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けることができるものとします。なお、代替レンタカーの提供条件については、第5条第2項に準じます。
 - 借受人が前項の代替レンタカーの提供を受けないときは、当社は受領済みの貸渡料金を全額返還するものとします。なお、当社が代替レンタカーを提供できないときも同様とします。
 - 故障等が借受人、運転者及び当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、当社は、受領済みの貸渡料金から、貸渡から貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差引いた残額を借受人に返還するものとします。
 - 借受人及び運転者は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。

第7章 賠償及び補償

(賠償及び営業補償)

- 第29条 借受人又は運転者は、借り受けたレンタカーの使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。
 - 前項の当社の損害のうち、事故、盗難、借受人又は運転者の責に帰すべき事由による故障、レンタカーの汚損や社内装備の故障、喫煙その他による焦げや臭気等により車両の修理や清掃が必要になった場合は、借受人又は運転者は、当社所定のノンオペレーションチャージを支払うものとします。なお、免責補償制度に加入いただいていた場合でも、事故等により車両利用不可となった場合は、修繕期間中の「休業補償金」として同様のご請求をさせていただきます。

(保険及び補償)

- 第30条 借受人又は運転者が第29条第1項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約により、次の限度内の保険金が支払われます。
 - 対人補償1名につき無制限（自賠償保険を含みます。）
 - 対物補償1事故につき無制限（免責額10万円）
 - 車両補償1事故につき時価まで（免責額10万円）
 - 人身傷害補償1名につき5000万円まで
- 前項の保険金は、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約の免責事由に該当する場合には支払われません。
- 保険金が支払われない損害及び第1項の定めにより支払われる保険金額又は補償金を超える損害については、借受人又は運転者の負担とします。
- 当社が借受人又は運転者の負担すべき損害金を当社が支払ったときは、借受人又は運転者は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。

- 5 第1項に定める保険金の免責金額に相当する損害については、借受人の負担とします。ただし、借受人が予め当社の免責補償制度に加入し、免責補償料を支払った場合で、かつ、以下のいずれにも該当しない場合は、当社が当該免責額を負担します。なお、免責保証制度は途中加入出来ません。
- (1) 警察及び当社に届出がない事故
 - (2) 自損事故の場合など保険金又は補償金が支払われない事故
 - (3) 貸渡し後に第8条1項各号又は第16条各号に該当して発生した事故
 - (4) 借受期間（第11条の基づき借受期間を変更したときは当該変更後の借受期間）経過後に発生した事故
- 6 第1項に定める損害保険契約の保険料相当額は貸渡料金に含まれます。

第8章 貸渡契約の解除

(貸渡契約の解除)

第31条 当社は、借受人又は運転者がレンタカーの使用中にこの約款に違反したとき、又は第8条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当することとなったときは、何らの通知、催告を要せずに貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は受領済の貸渡料金を借受人に返還しないものとします。

(中途解約)

第32条 借受人は、レンタカーの使用中でも、当社の同意を得て貸渡契約を解除することができるものとします。この場合、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。

- 2 借受人は、前項の解約をするときは、次の中途解約手数料を当社に支払うものとします。
中途解約手数料 = { (貸渡契約期間に対応する基本料金) - (貸渡しから返還までの期間に対応する基本料金) } × 50%

第9章 個人情報

(個人情報の利用目的)

第33条 当社が借受人又は運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。

- (1) 道路運送法第80条第1項に基づくレンタカーの事業許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務付けられている事項を遂行するため。
 - (2) 貸渡契約の締結に際し、借受人又は運転者に関し、ご本人確認及び審査を行うため。
 - (3) 当社が取扱う商品、サービス、各種イベント及びキャンペーンなどに関する宣伝広告物の送付、電話又は電子メールの送信等による案内をするため。
 - (4) 当社が取扱う商品、サービスの企画・開発又はお客様満足度向上策等を検討するためのアンケート調査を実施するため。
 - (5) 当社の経営分析やマーケティング調査資料として個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成するため。
- 2 第1項各号に定めていない目的で借受人又は運転者の個人情報を取得する場合には、予めその利用目的を明示して行います。

(個人情報の登録、利用に関する同意及び第三者提供)

第34条 借受人又は運転者は、当社が第33条の利用目的で個人情報を利用することに同意するものとします。

- 2 借受人又は運転者は、自己に関する個人情報の開示を請求ができるものとし、当社が保有する個人情報が万一不正確又は誤りであることが判明した場合には、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。
- 3 当社は、以下に記載の正当な理由がある場合を除き、個人情報を第三者に提供することはありません。なお、利用目的の達成に必要な範囲内において、他の事業者へ個人情報を委託することがあります。
 - (1) 借受人又は運転者の同意がある場合
 - (2) 個人情報の保護に関する法律その他の法令で認められる場合
 - (3) 人の生命・身体・財産の保護に必要な場合
 - (4) 公衆衛生・児童の健全育成に必要な場合
 - (5) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
 - (6) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合

第10章 雑則

(相殺)

第35条 当社は、この約款に基づく借受人又は運転者に対する金銭債務があるときは、借受人又は運転者の当社に対する金銭債務といつでも相殺することができるものとします。

(消費税)

第36条 借受人は、この約款に基づく取引に課せられる消費税を当社に対して支払うものとします。

(遅滞損害金)

第37条 借受人及び当社は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率14.6%の割合による遅滞損害金を支払うものとします。

(細則)

第38条 当社は、この約款の細則を別に定めることができるものとし、その細則はこの約款と同等の効力を有するものとします。

- 2 当社は、別に細則を定めたときは、当社の営業店舗に提示するとともに、当社の発行するパンフレット、ホームページ等にこれを記載するものとします。これを変更した場合も同様とします。

(合意管轄裁判所)

第39条 この約款及び細則に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、訴額のいかんにかかわらず当社の本店、支店又は営業店舗の所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とします。

附則

本約款は、令和5年1月10日から施行します。